

富士宮市生活支援コーディネーター業務  
(第1層) 委託  
優先交渉権者選定要項

令和6年3月  
富士宮市

お問い合わせ・申請書類提出先 令和6年3月末まで  
〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地  
富士宮市役所 保健福祉部 福祉企画課  
(富士宮市地域包括支援センター)  
電 話 0544-22-1591  
電子メール [fukushi@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:fukushi@city.fujinomiya.lg.jp)

お問い合わせ・申請書類提出先 令和6年4月1日から  
〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地  
富士宮市役所 保健福祉部 高齢介護支援課  
(富士宮市地域包括支援センター)  
電 話 0544-22-1591  
電子メール [kaigo@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:kaigo@city.fujinomiya.lg.jp)

## 1 趣旨

この要項は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業のうち、生活支援コーディネーター業務(第1層)(以下「業務」という。)を委託するため、受託に関して優先的に交渉できる法人(以下「優先交渉権者」という。)の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 富士宮市生活支援コーディネーター業務(第1層)
- (2) 業務内容 別紙1「富士宮市生活支援コーディネーター業務(第1層)委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 実施期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託費用限度額 金14,898,000円(3年間)
- (5) 事業担当課 福祉企画課地域包括ケア推進係(令和6年3月末まで)  
高齢介護支援課地域包括ケア推進係(令和6年4月1日から)
- (6) 根拠法令等  
本業務は介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業の一部である。

## 3 目的

高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるように、多様な主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートをを行う観点から、参加者の属性や世代に関わらず必要な支援を行うものとする。

具体的には、高齢者が生活するうえでのニーズと、それを支援する地域資源の創出を図るため、第1層生活支援コーディネーターを配置し、「①第1層協議体における課題整理」、「②高齢者が生活するうえでのニーズ把握」、「③地域資源の創出を図るための企画提案」、「④第2層協議体の運営に対する提言」、「⑤第2層生活支援コーディネーターの支援」を実施する。

## 4 応募資格

本業務に係る優先交渉権者は、業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 法人の役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）を代表するものをいう。）に次の各号に該当する者がいないこと。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受け、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 国税及び市税を滞納していないこと。
- (4) 令和5・6年度の富士宮市競争入札参加資格（製造・物品購入・役務提供等）を取得していること。

## 5 日程

公募型プロポーザル実施等の日程は、次のとおりとする。

内容	期日又は期間
申込書の受付期間	令和6年3月1日（金）～令和6年4月10日（水）
質問の受付期間	令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）
質問への回答	令和6年4月11日（木）
審査の日程通知	令和6年4月11日（木）
企画提案書の提出期限	令和6年4月18日（木）
審査	令和6年4月下旬（予定）
選定結果通知	令和6年4月下旬（予定）
契約締結・業務開始	令和6年5月1日（予定）

## 6 質問受付

- (1) 受付期間  
令和6年3月1日（金）午後1時から令和6年3月29日（金）午後5時までの間
- (2) 質問方法  
電子メールによる。  
E-mail [fukushi@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:fukushi@city.fujinomiya.lg.jp)  
様式は任意とするが、以下の事項を記載すること。
  - ① 件名「富士宮市生活支援コーディネーター業務（第1層）委託に関する質問」
  - ② 質問者（事業所名・役職・氏名・電話番号・メールアドレス）

### (3) 回答方法

質問に対する回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に係るものについては質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問の回答については、全応募者に電子メールにて令和6年4月11日（木）に回答する。

## 7 申込書等の提出について

### (1) 提出書類

ア 企画提案申込書（様式1）

イ 法人の概要（任意様式）※パンフレット等があれば添付すること

ウ 見積書

件名：富士宮市生活支援コーディネーター業務（第1層）委託料

宛先：富士宮市長 須藤 秀忠

法人名等：所在地、法人名、代表者名を記載すること

記載内容：経費の内訳（消費税非課税）、担当者名、連絡先を記載すること

### (2) 提出期間

令和6年3月1日（金）午後1時から令和6年4月10日（水）午後5時まで

### (3) 部数

アについては1部、イ及びウについては原本1部及び副本（原本の写し可）11部を提出すること。

## 8 企画提案書の提出について

### (1) 提出期間

令和6年3月1日（金）午後1時から令和6年4月18日（木）午後5時まで

### (2) 書式等（任意様式）

ア 企画提案書の用紙は、A4サイズ（一部A3サイズ折込み可）、縦型・横書き・片面・左とじを基本とする。提出書類に使用する文字は、原則として11ポイントとする。

イ 企画提案書は、原本1部及び副本（原本の写し可）11部を提出すること。

### (3) 記載内容

ア 仕様書を基に、別紙2「富士宮市生活支援コーディネーター業務（第1層）企画提案審査基準表」（以下「審査基準表」という。）の「審査項目」に沿って、業務受託にあたっての基本的な方針、提案内容と趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔に記載すること。また、その他独自の提案がある場合は適宜記載すること。

イ 提案内容における年間の実施スケジュールを記載すること。

## 9 書類の提出方法

### (1) 提出先

【令和6年3月末まで】

富士宮市役所保健福祉部福祉企画課

住所：富士宮市弓沢町150 電話：0544-22-1591

【令和6年4月1日から】

富士宮市役所保健福祉部高齢介護支援課

住所：富士宮市弓沢町150 電話：0544-22-1591

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参の場合、対応時間は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）とする。

(3) 注意事項

ア 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。

イ 応募及びプレゼンテーション等に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

ウ 提出された関係書類は、選定以外の目的で使用しない。

エ 企画提案書は、あくまでも優先交渉権者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、市と優先交渉権者が協議のうえ業務内容を決定する。

## 10 優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会の設置

提出書類の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、富士宮市生活支援体制整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 優先交渉権者の選定

市が設置する選定委員会において、選定委員が、提出書類の審査、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査基準を満たしているかどうかの判定及び順位付けを行い、この審査結果に基づいて優先交渉権者として選定する。なお、応募が1者であっても、審査基準を満たしていない場合は、優先交渉権者に選定しない。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時

令和6年4月下旬（予定）※集合時間は、応募者個々に通知する。

イ 実施場所

実施場所は、応募者個々に通知する。なお、感染症拡大の状況等により、web会議システムを使用した方法により実施する場合もある。

ウ 持ち時間

1者当たり約45分（プレゼンテーション30分、ヒアリング15分）

(4) 結果の通知

選定結果は、令和6年4月下旬に応募者全員に文書で通知する。

## 11 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 第三者の著作権等を侵害する行為があった場合

## 12 再公募

優先交渉権者を選定することができなかった場合は、必要に応じ、再公募を行うことがある。

## 13 契約及び委託料の支払

選定後、市と優先交渉権者との間で協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、当該業務仕様書に基づく見積を徴収した後、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

選定後の委託の辞退は原則として認めないため、委託の辞退により市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。